

江東区分別収集計画

平成 22 年 6 月 策 定

江東区環境清掃部

1 計画策定の意義

江東区は、ごみ問題に関して歴史的にも関わりが深く、東京都が清掃事業を所管していた時代から、「自区内処理」「迷惑負担公平」の原則を掲げ、区政の最重要課題の一つとして取り組み、自ら率先してごみの減量・資源化に努めてきました。平成12年4月の清掃事業移管後は、従来から本区が実施してきたリサイクル事業と清掃事業を一体的に実施することが可能となり、平成14年度にごみの集積所を回収ステーションとして使用することを基本とした分別回収システムを整備しました。平成21年3月には燃やすごみ、燃やさないごみの分別を大きく変更するとともに、新たに発泡スチロール、容器包装プラスチックを資源として回収を始めました。このように区民の協力のもと積極的に資源回収に取り組んだ結果、本区では、区民一人当たりのごみ排出量が減ってきており、ごみ減量化の取り組みは一定の成果をあげています。

しかし、東京23区のごみ最終処分場は新海面処分場しか残っておらず、未永く使用していくためにも、更なる取り組みが求められる状況にあります。

また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを見直し、循環型社会を形成していくことが重要な課題となっています。

本区ではこの課題に取り組むために、これまで3R^{※1}（リデュース・リユース・リサイクル）を基本にごみの減量を推進してきました。今後さらに一層のごみ減量を推進するため、3Rの考え方を一歩進め、リフューズ・リペア^{※2}を加えた5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）を基本に環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指して行きます。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で約6割を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、限りある資源の有効活用とごみの最終処分量の削減を図ることを目的として、区民・事業者・行政それぞれの役割、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

※1 発生抑制・再使用・再生利用のこと ※2 断る・修理のこと

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりです。

- (1) 区民、事業者、行政が適切な役割分担の下で自ら行動し、三者の連携による循環型社会の形成を目指します。
- (2) ものの生産、流通、消費さらには最終的な処分に至る各段階において、ごみの発生抑制に努めます。
- (3) 発生抑制を行った上で、資源回収を積極的に促進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、及びプラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第 8 条第 2 項第 1 号)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
容器包装廃棄物	21,978 t	22,296 t	22,614 t	23,079 t	23,544 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第 8 条第 2 項第 2 号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の施策を実施します。

なお、実施に当たっては、区民、事業者、区等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図っていきます。

(1) 環境教育、普及啓発活動の充実

①環境学習情報館の活用

区は、区民の自主的な活動の場と情報の提供に努めます。環境学習情報館（えこっくる江東）を区民に対する環境・リサイクルの環境学習、情報発信、環境活動の拠点として活用するとともに、5Rに取り組む意識を醸成します。

②こどもたちへの環境教育の推進

こどもの頃からものを大切に作る心を育て、ごみ・リサイクルの重要性を理解し、環境にやさしいライフスタイルを身につけることを目的として、小学校における環境学習を行います。

③普及啓発活動の充実

区は、広報誌・ホームページ等を活用して、区民、事業者へごみ排出量、最終処分場の残余年数、清掃事業経費等ごみ処理の状況について情報提供し、認識を深めていただきます。

また、こどもまつり、環境フェアや区民まつり等でブースを出展してPR活動を行い、教育啓発活動に積極的に取り組みます。

事業者に対して、関連団体等と連携しながら、ごみ減量や資源の有効利用について、理解と協力を求めていきます。

(2) 発生抑制への取組み

①区民に向けた普及啓発

普及啓発を行うにあたり、発生抑制の重要性を強調し、区民一人ひとりの自覚と行動を促していきます。そして、行動に結び付けるための環境整備に努め、発生抑制を進めます。

区で作成している「ごみダイエット家計簿」を活用していただき、ごみの発生状況、発生抑制やリサイクル等による減量効果を知ってもらいます。また、「ごみ減量と環境配慮の買い物ガイド」を利用して、ごみの減量や環境に配慮した買い物の実践を促します。

毎年10月に国が実施する「3R推進月間」、「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施にあわせて、マイバックの持参や環境にやさしい買い物等について、区報や区民まつり等で、呼びかけ・キャンペーンを行います。

す。

②事業者による発生抑制

区は、普及啓発を行うにあたり、発生抑制の重要性を強調し、関連団体等と連携しながら、環境配慮型商品の積極的な開発・販売を働きかけるなど事業者責任による取組みを求めています。

③イベント開催における発生抑制

区民まつりなど区が主催するイベントにおいて、ごみ発生量の削減に取り組めます。実行委員会を通じてごみの減量を呼びかけ、出展者及び参加者に対しても協力を呼びかけていきます。ごみになるものは持ち込まない、ごみの持ち帰り、買い物袋の持参の3点を呼びかけます。

(3) 資源回収事業の充実

①集団回収に関する支援

集団回収の実施団体に報奨金を支給するなど、区民のリサイクル活動を引き続き支援していきます。

②販売事業者等による自主的な回収への協力

スーパー等で実施する店頭回収や、充電式電池のリサイクルなど、販売事業者が自らの責任で行うリサイクルについての情報提供を行います。

③行政回収の効率的な実施

区民の適正な分別排出の協力を得るため、分別・排出方法を記載した冊子等を各戸配付するとともに、区ホームページの掲載内容の充実を図ります。特に、区民が分別する際に、迷いやすいプラスチック製容器包装について、正しい分け方出し方の普及に取り組めます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

本計画において、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおりとします。

また、区民の協力度、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下

表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製の容器包装	発泡トレイ・発泡スチロール
	ペットボトル及び発泡スチロール製容器包装以外のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	613 t		622 t		631 t		644 t		657 t	
主としてアルミ製の容器	642 t		651 t		660 t		674 t		688 t	
無色のガラス製容器	(合計) 1,465 t		(合計) 1,486 t		(合計) 1,507 t		(合計) 1,538 t		(合計) 1,569 t	
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 1,465 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 1,486 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 1,507 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 1,538 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 1,569 t
茶色のガラス製容器	(合計) 867 t		(合計) 880 t		(合計) 892 t		(合計) 910 t		(合計) 929 t	
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 867 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 880 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 892 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 910 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 929 t
その他のガラス製容器	(合計) 1,178 t		(合計) 1,195 t		(合計) 1,212 t		(合計) 1,237 t		(合計) 1,262 t	
	(引渡)量 1,178 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,195 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,212 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,237 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,262 t	(独自処理)量 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	10 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
主として段ボール製の容器	4,534 t		4,600 t		4,665 t		4,761 t		4,857 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 1,719 t		(合計) 1,744 t		(合計) 1,768 t		(合計) 1,805 t		(合計) 1,841 t	
	(引渡)量 1,575 t	(独自処理)量 144 t	(引渡)量 1,598 t	(独自処理)量 146 t	(引渡)量 1,620 t	(独自処理)量 148 t	(引渡)量 1,654 t	(独自処理)量 151 t	(引渡)量 1,687 t	(独自処理)量 154 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,041 t		(合計) 3,085 t		(合計) 3,129 t		(合計) 3,194 t		(合計) 3,258 t	
	(引渡)量 2,855 t	(独自処理)量 186 t	(引渡)量 2,896 t	(独自処理)量 189 t	(引渡)量 2,938 t	(独自処理)量 191 t	(引渡)量 2,998 t	(独自処理)量 196 t	(引渡)量 3,059 t	(独自処理)量 199 t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝過去3カ年の資源回収（引渡）量に基づく一人当たり平均回収量×各年度の推計人口

ただし、以下①②については、次の方法で算定しました。

①プラスチック製容器包装の見込み量（引渡）

②発泡トレイ・発泡スチロールの見込み量（プラスチック製容器包装の独自処理量）

＝平成21年度の資源回収（引渡）量に基づく一人当たり平均回収量×各年度の推計人口

また、各年度の推計人口は、江東区長期計画（平成22年3月策定）の数値をもとに推計しました。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物ごとの分別収集の実施者は下表のとおりです。

容器包装廃棄物の種類		収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	・区（回収は委託業者）	・区（運営は委託業者）
	アルミ	・区民団体による集団回収	・民間業者
びん	無色ガラス	・区（回収は委託業者）	・区（運営は委託業者）
	茶色ガラス	・区民団体による集団回収	・民間業者
	その他ガラス		
プラスチック	ペットボトル	・区（回収は委託業者） ・区によるスーパー等の店頭回収（回収は委託業者）	・区（運営は委託業者） ・民間業者
	発泡トレイ・発泡スチロール	・区（回収は委託業者）	・民間業者（委託）
	プラスチック製容器包装	・区（回収は委託業者）	・民間業者（委託）
紙	紙パック	・区（回収は委託業者）	・民間業者
	ダンボール	・区民団体による集団回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶・びん・ペットボトル（店頭回収分を除く。）については、江東区リサイクルパークで選別、圧縮、保管を行います。

発泡トレイ・発泡スチロールの資源化については、平成22年度から、エコミラ江東でNPO法人と連携し「発泡スチロールリサイクルモデル事業」を開始し、ペレット化等資源化を行っています。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 区民・事業者・行政の連携の下で、循環型社会の形成に向けて、区民一人

ひとりがごみ減量・リサイクルの促進等の問題を自らの問題、江東区の問題であるとの意識をもって自主的なごみ減量活動を行うために、適宜情報提供を行う等、積極的に普及啓発活動を展開していきます。

- (2) 環境学習情報館（えこっくる江東）を活用し、区民の自主的な活動の場と情報の提供に努め、区民の5Rへの取組みを支援します。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととします。